

新宿区告示第46号

令和8年度労働報酬下限額について

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）第8条第3項の規定により、令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和8年1月20日

新宿区長 吉住 健一

1 工事請負契約

（単位：円／1日当たり）

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	29,700
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	29,520
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員B	15,840
26	高級船員	34,380			

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,573円
---------	---------------

区外に存する施設の指定管理協定については、各施設が所在する県の最低賃金で定められている地域別最低賃金額と、東京都の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額の格差率に、令和8年度の労働報酬下限額を乗じて得た金額とする。

中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」 1,572円
区民健康村「グリーンヒルハケ岳」 1,350円
女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」 1,361円

以上